入　　札　　説　　明　　書

（一般競争入札）

物　件　名

レトルト殺菌機（備出４）

総務事務センター

平成27年6月19日

入札説明書項目

・入札手続について

・入札参加者心得

・仕様書

・入札保証金・契約保証金についての注意事項

・入札書及び記入例

・委任状及び作成例

・入札参加申請書

・物品購入証明書（履行証明）

・履行確認書（交付願）及び記入例

・物品売買契約書（案）

・誓約書

・入札日程表

入札手続について

本調達案件は　平成27年6月19日公告のレトルト殺菌機（備出4）です。
入札説明会は行いません。入札参加希望者は次の注意事項及び入札説明書を熟知の上、入札をお願いします。
提出期限は厳守してください。

1　入札参加申請について

入札参加条件は公告に記しています。
入札参加希望者は入札参加申請書の提出が必要です。
入札参加条件に適合しない者、入札参加申請書の提出がない者は、入札に参加することができません。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送（書留郵便限定）	調達班※	6月30日（火）午後3時00分 （5(3)イ履行確認書も同時期）	別紙「入札参加申請書」	入札参加申請は、事業者の代表者又は競争入札参加資格審査申請時に提出している委任状に記載された支店長・営業所長等の代理人（以下「代理人」という。）が行うこと。

2　質問の受付について

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議の申立てはできません。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
書面提出（FAX可）	調達班※	7月2日（木）午前11時00分	任意	・　入札方法等に関する一般的な質問は電話可 ・　回答は7月8日（水）午後1時00分に調達班で文書にて掲示

3　委任状について

入札手続きは入札参加申請者である事業者の代表者又は代理人により行っていただきますが、委任状を提出することによりその手続きを受任者に委ねることができます。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参又は郵送	調達班	委任事項発生時	別紙「委任状」	別紙「委任状」記載例を参照のこと。

※調達班　福岡県総務部総務事務センター調達班（県庁南棟1階）
〒812－8577　福岡市博多区東公園7－7
電話番号　092－643－3092
FAX　092－643－3109

4　入札保証金について

入札書を提出される際には、あらかじめ（1）により入札保証金を本県に納付していただきま
ただし、（2）、（3）による場合は、入札保証金が免除されます。
（詳細は、別紙「入札保証金・契約保証金についての注意事項」を参照してください。）

（1）入札保証金を現金又は小切手等により納付する場合

入札保証金は郵送での受付をしていません。
入札保証金を納付される入札参加者には入札書の持参をお勧めします。
納付された入札保証金は入札終了後（落札者は契約締結後）に還付します。
なお、落札者は入札保証金を契約保証金の一部に充当することもできます。
万一、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は本県に帰属します。

入札書の提出方法	入札保証金 提出先	入札保証金 提出期限	提出様式	注意事項
持参	調達班 （持参に限る）	7月14日（火） 午後3時00分	保証金等納付書（委任状は別紙「委任状」を使用のこと。	・　小切手は銀行振出小切手（振出人及び支払人が同一金融機関であるもの）に限定。 ・　調達班で準備している保証金等納付書（財務規則様式第144号）に必要事項を記入し、代表者印等を押印して納付のこと。 ・　保証金等納付書の押印すべき印は、次のとおり。 ① 本県に登録している代表者印 ② 競争入札参加資格申請時に提出している委任状に記載された代理人の印 ③ 3により①、②の代表者等から委任を受けた委任状持参者は、受任者の私印
郵送		7月13日（月） 午後3時00分		

（2）入札保証金を免除するため、入札保証保険証書を提出する場合

入札保証保険証書とは、保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときこれを証する書類です。

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参	調達班	7月14日（火） 午後4時00分	（入札保証保険証書は原本であること。）	・　封筒に入れ、封皮に氏名（法人名）及び「7月15日開封（レトルト殺菌機（備出4））入札保証保険証書在中」と朱書きのこと
郵送 （書留郵便限定）		7月13日（月） 午後5時00分		・　持参と同様の方法で封書にしたものを更に封書にし（二重封筒）、「7月15日開封（レトルト殺菌機（備出4））入札保証保険証書在中」と朱書きのこと。

（3）入札保証金を免除するため、物品購入証明書等を提出する場合

物品購入証明書とは、過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結したことを証する書類です。

調達班に契約実績がある場合には、物品購入証明書に代え、イにより履行確認書（交付願い）を提出してください。

ア　本県（調達班を除く。）若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）の物品購入証明書を提出する場合

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参	調達班	7月14日（火） 午後4時00分	（別紙「物品購入証明書」を参照のこと）	・　封筒に入れ、封皮に氏名（法人名）及び「7月15日開封（レトルト殺菌機（備出4））物品購入証明書　在中」と朱書きのこと。
郵送 （書留郵便限定）		7月13日（月） 午後5時00分		・　持参と同様の方法で封書にしたものを更に封書にし（二重封筒）、「7月15日開封（レトルト殺菌機（備出4））物品購入証明書　在中」 と朱書きのこと。

イ　調達班に契約実績があり、履行確認書（交付願い）を提出する場合

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参	調達班	入札参加申請書の提出期限と同じ。	別紙様式「履行確認書（交付願い）」	・　契約年月日、案件名等の必要事項を記入のうえ提出のこと。
郵送 （書留郵便限定）				・　持参と同様の方法で封書に「7月15日開封（レトルト殺菌機（備出4））履行確認書（交付願い）　在中」 と朱書きのこと。

５ 入札書について

入札書記入に当たっての注意事項等は次のとおりです。

（１）主な注意事項

- 電話、電報、FAX、電子メールその他の方法の入札は不可
- 入札書の日付は、調達班が入札参加確認通知書を発した日から提出期限である７月１４日（火）（郵送の場合は７月１３日（月））までの日付。開札日と間違わないこと。
- 日付がないものまたは日付に記載誤りがあるものは無効となるので十分注意のこと。
- 委任状を提出する場合は、入札書の記名・押印は委任を受けた人の名前と印鑑（私印）であること。
- 委任状の提出がない場合は、本県に登録している代表者等の名前と代表者等の印鑑であること。
- 入札書の書き方及び注意点は別紙「入札参加者心得」、「記入例」を参考のこと。特に、￥マークの横の入札金額、記名、押印がないもの、入札金額を訂正したものは無効であること。入札金額は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、契約希望金額の１０８分の１００に相当する額を記載すること。
- 入札金額は、本体価格の外、輸送費、関税等納入引き渡しに要する一切の諸経費を含めたものであること。
- 入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできないこと。
- 入札は入札書を提出した事業者の代表者又は代理人等（3により委任状で委任を受けた受任者を含む。）（以下「入札者」という。）を立ち会わせて実施
- 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、入札を延期し、又は中止することがあること。

（２）提出方法等

提出方法	提出先	提出期限	提出様式	注意事項
持参	調達班	７月１４日（火） 午後4時00分	別紙様式「入札書（見積書）（請書）」	・ 封筒に入れ、かつ、封皮に氏名（法人名）及び「７月１５日開封（レトルト殺菌機（備出4））入札書　在中」と朱書きのこと。
郵送 （書留郵便限定）		７月１３日（月） 午後5時00分		・ 持参と同様の方法で封書にした入札書を更に封書にし（二重封筒）、「７月１５日開封（レトルト殺菌機（備出4））入札書　在中」 と朱書きのこと。

６ 開札

開札に当たっての注意事項等は次のとおりです。

（１）主な注意事項

- 本人確認のため、名刺を持参すること。
- 委任状のない受任者は立ち会い不可
- 入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとすること。
- 落札者がない場合は、地方自治法施行令第１６７条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者のすべてが立ち会っている場合にあって、そのすべての同意が得られればその場で再度の入札を行う。一回目の入札で有効な入札書を提出したものだけが2回目の入札に参加できるものとする。

（２）開札の場所等

開札の場所	開札日時	注意事項
行政10号会議室 （行政南棟地下1階）	７月１５日（水） 午前10時30分	再度の入札の準備をしておくこと。

入　札　参　加　者　心　得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

1　入札に関する事項を十分理解し、全てを了知した上で入札すること。

2　上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。

3　上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。

4　開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。

5　入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。

6　県に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。

7　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に１００分の８に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
　また、金額はアラビア数字で記入すること。

8　次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、２回目の入札に参加することはできない。

(1)　入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札。

(2)　法令又は入札に関する条件に違反している入札。

(3)　同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札。

(4)　所定の場所及び日時に到着しない入札。

(5)　入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札。

(6)　入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（入札しようとする金額の100分の108＝税込金額）の１００分の５に達しない入札。

(7)　金額の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。

(8)　入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

(9)　入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札。

9　入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。
　また入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑(私印)を押印すること。

10　入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。

11　入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。

12　入札は、県の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、県が提出した契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が暴力団排除条項を記載した誓約書に押印したときであること。

13　落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。

14　落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。

15　入札書は、県の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。

入　札　（　見　積　）　仕　様　書

No. 備出４

規格品質等は下記及び見本のとおりにつき
熟覧のうえ入札（見積）してください。

記

請求先	総務事務センター	納入場所	福岡県工業技術センター 生物食品研究所	契約履行期限	平成27年10月30日

	品名	規格	数量	摘要
1	レトルト殺菌機	アルプ(株)製 機種：小型レトルト高圧蒸気滅菌器RK－3030 （追加仕様・付属品込） 追加仕様及び付属品等の詳細は別添「レトルト殺菌機仕様書」のとおり	一式	同等品不可
2		※ 機器の搬入、設置、電気等工事及び調整等、実際に使用できる状態になるまでの経費は、すべて業者の負担とする。（納入時の操作説明を含む。） ※ 機器についての日本語の取扱説明書を付属すること。 ※ 担当者立ち合いのもと、機器が正常に稼働し、すべての仕様を満足していることを確認すること。 ※ 担当職員に対して機器の操作、取扱方法、保守及び調整について研修を行うこと。また、別途、当該年度内に講習会を開催すること。 ※ 納品後も、機器の操作・保守・修理等の技術的相談に応じる等、アフターサービスを迅速かつ継続的に行うこと。 納品先：福岡県工業技術センター生物食品研究所 所在地：久留米市合川町1465－5		
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
		＊契約締結後、下記の現地担当者と打ち合わせをすること。		

摘要

契約担当者：総務事務センター　調達班　　藤木　　電話：092－643－3092

現地担当者：福岡県工業技術センター生物食品研究所　　山科　　電話：0942－30－6644

レトルト殺菌機　仕様書

次の機種について、下記追加仕様及び付属品込みの仕様とする。

・　小型レトルト高圧蒸気滅菌器 RK-3030（アルプ株式会社）　　１台
　　追加仕様：フタにボス加工
　　　　　　　缶内観察窓・照明窓及び缶内照明取付
　　　　　　　F 値管理運転仕様
　　付属品：記録計（ハイブリッド型）
　　　　　　　（横河 FX1012-0-1-H/M1/R1/USB1 ペーパーレス 12ch 型）
　　　　　　被滅菌物内温度（品温）測定用センサー　２本
　　　　　　フィルムパック用センサー取付用シール金具　２個
　　　　　　フィルムパック用センサー取付用センサーホルダー　２個
　　　　　　排熱湯・蒸気の冷却排水ユニット
　　　　　　架台ユニット

要求仕様

① F 値の測定が可能であること。
② F 値管理運転が可能であること。
③ プログラムによる自動運転ができること。
④ 蒸気滅菌及び熱水滅菌ができること。
⑤ 殺菌温度を 105～135℃に設定できること。
⑥ 缶内容積が 25L 以上であること。
⑦ 缶内観察窓があること。
⑧ 排熱湯・蒸気の冷却排水ユニットがあること。
⑨ 殺菌データの保存と出力ができること。

付帯事項

設置場所
・生物食品研究所　実験棟　食品加工機械室

納入、設置、調整、検査
・　当該物品の納入、設置、調整は納入業者の責任で実施すること。
・　担当者立ち会いのもと、当該物品が正常に稼働し、すべての仕様を満足していることを確認すること。
・　納入にかかる費用（梱包費、運送費）は納入業者の負担で行うこと。
・　設置、調整にかかる電気工事費は納入業者の負担で行うこと。

保守
・　当該物品の操作、取扱方法、保守、調整については担当者に対して研修を行うこと。
・　納入後、1 カ年を保証期間とし、正常な使用において発生した故障については、速やかに無償にて、修理または交換を行うこと。

その他
・　担当者への研修とは別に、当該年度内に講習会を開催すること。
・　当該物品についての日本語の取扱説明書を付属すること。
・　納入時などに生物食品研究所の建物や物品に破損が生じた場合、その修理費用は納入業者が負担すること。

※「入札保証金・契約保証金」についての注意事項

（熟読をお願いします。）

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を県に提出して頂く必要があります。

① 入札保証金を納める。

入札保証金となる金額は、入札しようとする金額の100分の108（＝**税込み金額**）の5％以上です。

この場合、小切手等とともに「保証金等納付書」に記入・押印して頂きます。「保証金等納付書」が必要な方は、調達班にてお配りします。

入札保証金は、指定の納付日に納付されるようお願いします。

② 入札保証保険に入ってその証書を提出する。

保険金額は、入札しようとする金額の100分の108（＝**税込み金額**）の5％以上です。

保証期間は入札書提出日から2週間程度の期間でお願いします。

③ 履行証明書を提出する。

これは、「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。履行証明は、過去2年間のもの2件が必要です。

証明書は、他の支店・営業所が履行した契約のものでも問題ありません。また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の100分の108（＝**税込み金額**）の、20％を超える同種の契約をいいます。

（例：250万円が入札金額の場合、契約希望金額が270万円となり、その20％となる54万円を超える契約(=540,001円以上)の実績が2件必要となります。）

様式は入札説明書中の「物品購入証明書」を参照のこと。

契約書の写しは履行証明の代わりになりません。　必ず履行証明書を提出してください。

【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金と同様の取扱いですが、契約金額（税込）に乗ずる率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5％	10％
② 保証保険	5％	10％
③ 履行証明	20％	20％

なお、入札保証金を納付された方が物件を落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。

入 札 書 （ 見 積 書 ）（ 請 書 ）

No. 備出4

￥

納 期 限	平成27年10月30日	納入先	福岡県工業技術センター 生物食品研究所

品 名	規格	数量	単価	金額	適要
レトルト殺菌機		一式			
	（詳細は仕様書のとおり）				
合計					

上記のとおり入札（見積）いたします。

年　　月　　日

福岡県知事殿

住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

1　契約内容　上記のとおり

2　契約金額　￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　）

3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4　私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。

5　私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

(1)　公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3)　公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

(4)　私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6　私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7　私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

８　私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。

９　前項第１号又は第２号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

平成　　　　年　　　月　　　日

福岡県知事殿

契約者住所

氏　　　名　　　　　　　　　　　　印

備考　１　入札（見積）金額は、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記入すること。

２　契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の8%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。

３　取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に108分の8を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。

入　札　書（見　積　書）（請　書）

No.　備出4

¥　◎，◎◎◎，◎◎◎－　←入札金額（税抜き価格、訂正は不可）

納 期 限	平成27年10月30日		納入先	福岡県工業技術センター 生物食品研究所	
品　　名	規格	数量	単価	金額	適要
レトルト殺菌機		一式			
	納入予定機器のメーカー名、型番等を記入してください。り）				
合計					

入札参加資格者名簿に登載されている法人の代表者本人が入札する場合の記入例

上記のとおり入札（見積）いたします。

福岡県知事殿

入札書提出日→　　年　　月　　日
（開札日と間違わないこと）

住所　福岡市博多区○○○○○
氏名　●●●●●●（株）
代表取締役　△△　△△　代表取締役印

↓これより下は記入しないこと

1　契約内容　上記のとおり

2　契約金額　¥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥　　　　　）

3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4　私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。

5　私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

（1）　公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

（2）　公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

（3）　公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

（4）　私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6　私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7　私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入　札　書（見　積　書）（請　書）

No 備出4

￥　◎，◎◎◎，◎◎◎－　←入札金額（税抜き価格、訂正は不可）

納 期 限	平成27年10月30日	納入先	福岡県工業技術センター 生物食品研究所			
品　名	規格	数量	単価	金額	適要	
レトルト殺菌機		一式				
合計						

納入予定機器のメーカー名、型番等を記入してください。

県外に本店がある法人で、支店が入札参加者名簿に登載されており、支店長以外の者（委任を受けた代理人）が入札する場合の記入例

上記のとおり入札（見積）いたします。

入札書提出日→　　年　　月　　日
（開札日と間違わないこと）

福岡県知事殿

住所　福岡市博多区〇〇〇〇〇
氏名　●●●●（株）福岡支店
支店長　△△　△△
代理人　■■　■■

代理人使用印

↓これより下は記入しないこと

1　契約内容　上記のとおり

2　契約金額　￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　）

3　私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4　私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。

5　私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

(1)　公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3)　公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

(4)　私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6　私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7　私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

入 札 書 （ 見 積 書 ）（ 請 書 ）

No 備出4

￥ ◎，◎◎◎，◎◎◎－ ←**入札金額（税抜き価格、訂正は不可）**

納 期 限	平成27年10月30日	納入先	福岡県工業技術センター 生物食品研究所

品 名	規格	数量	単価	金額	適要
レトルト殺菌機		一式			
	（…おり）				
合計					

納入予定機器のメーカー名、型番等を記入してください。

代表取締役以外の者（委任を受けた代理人）が入札する場合の記入例

上記のとおり入札（見積）いたします。

入札書提出日→
（開札日と間違わないこと）
年 月 日

福岡県知事殿

住所 福岡市博多区○○○○○

氏名 ●●●●●●（株）

代表取締役 △△ △△

代理人 ■■ ■■

代理人使用印

1 契約内容 上記のとおり

↓これより下は記入しないこと

2 契約金額 ￥
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥ ）

3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。

（1） 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

（2） 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

（3） 公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

（4） 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。

7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

委　任　状

平成　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

（委任者）
住所
会社名
氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

（委任事項）
レトルト殺菌機（備出4）に係る以下の事務
　１　入札及び見積に関する事務
　２　保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

委任状作成例（名簿登載者から入札担当者への委任状）

委　任　状

平成　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

（委任者）
住所
会社名
氏名　　　　　　　　　　**代表者印**　→㊞

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名　　　　　　**代理人の私印**　→㊞
（シャチハタ印は不可）

（委任事項）
レトルト殺菌機（備出4）に係る以下の事務
１　入札及び見積に関する事務
２　保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関する事務

１　資格者名簿に登載されている代表者（本社で登載されている場合は代表取　締役、支店等で登載されている場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担　当者）に行わせるときに提出する書類です。入札前までに提出してください。
２　委任者の欄には資格者名簿に登載されている代表者名を記載し、委任者の〇印は、本社の場合は代表者印（代表取締役印等）を、支店等の場合は支店長印等を必ず押してください。
３　代理人（入札担当者）氏名の後の〇印には、代理人（入札担当者）が入札時に使用する印鑑を必ず押してください。

（様式第1号）

平成　　年　　月　　日

入札参加申請書

福岡県総務部総務事務センター課長　殿

事業者住所
事業者名
代表者名　　　　　　　　　実印
資格者番号※1

下記入札案件に参加したく申請いたします。

記

入札案件名	レトルト殺菌機（備出4）
申請者の登録業種	
申請者の入札参加資格における格付け※2	AA　・　A
（入札参加申請締切日において） 会社更生法（平成14年法律第154号） に基づく更正手続開始の申立ての有無	有　　・　　無
（入札参加申請締切日において） 国、都道府県及び市町村より指名停止期間中であるか	期間中である　・　期間中でない
入札保証金の納付又は減免方法	現金・入札保証保険契約・履行証明書 その他（　　　　　　　　　）
福岡県内に本店を有するか	有する　・　有しない

※福岡県内に本店を有しない場合は、以下の項目を記入すること。

福岡県内に支店又は営業所等を有するか	有する　・　有しない
中小企業基本法第二条各号における 営業の種類	卸売業・サービス業・小売業・その他 （いずれかひとつに○をすること）
申請者の資本金額または出資の総額　※3 （個人事業主は記入不要）	
申請者の常時使用する従業員の数（本店及び全ての支店等の合計数）	人

※1　競争入札参加資格申請時に、県外に本店があり、代表者が代理人（支店長・営業所長等）に委任している場合は、代理人名・住所となります。
※2　入札参加資格決定通知書に記載しています。
※3　増資又は減資により、競争入札参加資格申請時に申請した資本金額と異なる場合は、3ヶ月以内に発行された登記事項証明書の原本又は写しを添付してください。

担当者

氏　　　名	電話番号	FAX番号 （入札参加確認通知書送付先）

物品購入証明書

契約年月日 納　期　限	納入年月日	品名	規格	数量	金額(円)	備考

納 入 者 住 所

商号及び営業所

代　表　者　名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

平成　　年　　月　　日

証明者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

履 行 確 認 書 （ 交 付 願 ）

契約年月日 履行期限	案　　件　　名	契約金額（円）	備考
平成　　年　　月　　日 平成　　年　　月　　日		￥	
平成　　年　　月　　日 平成　　年　　月　　日		￥	

納入者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号及び営業所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記案件について、履行確認書の作成を依頼します。

本確認書を使用する
入札案件名

（ レトルト殺菌機（備出４） ）

入札参加申請書の提出期限までに提出してください。

（総務事務センター調達班用）

履 行 確 認 書 （ 交 付 願 ）

契 約 年 月 日 履 行 期 限	案　　件　　名	契約金額（円）	備考
平成〇〇年 〇月〇〇日 平成〇〇年 〇月〇〇日	〇〇〇〇〇	￥　〇，〇〇〇，〇〇〇	備〇〇
平成〇〇年 〇月〇〇日 平成〇〇年 〇月〇〇日	〇〇〇〇〇	￥　〇，〇〇〇，〇〇〇	備〇〇

整理番号が分かる場合は記載して下さい。

納入者住所　**福岡市〇〇区〇〇丁目　〇〇－〇〇**

商号及び営業所　**株式会社〇〇〇〇**

代表者名　**〇〇　〇〇**

押印は不要です。

上記案件について、履行確認書の作成を依頼します。

本確認書を使用する入札案件名　（ **レトルト殺菌機（備出４）** ）

入札参加申請書の提出期限までに提出してください。

（総務事務センター調達班用）

物 品 売 買 契 約 書

物品の売買に関し、福岡県（以下「発注者」という。）と　　　　　　　　（以下「受注者」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（売買）
第１条　受注者は、別表１に掲げる物品(以下「物品」という。)を発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受ける。

（物品の数量等）
第２条　物品の数量、契約金額、履行期限、履行場所、契約保証金等は別表１のとおりとし、物品の規格、構造、形状、寸法等は、別表２のとおりとする。

（検査）
第３条　受注者が物品を納入するときは、あらかじめその旨を発注者に通知しなければならない。
２　発注者は、受注者が物品を納入するときは、受注者の立会いのもとに検査を行う。

（代金の支払）
第４条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請求書により売買代金の支払いを発注者に請求する。
２　発注者は、前項の請求があったときには、その日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

（部分払）
第５条　発注者が必要と認める場合は、受注者は、物品の完納前に物品の既納部分に相当する金額以内の金額の部分払を発注者に請求することができる。

（取替え又は補修）
第６条　納入した物品が、12か月以内に発注者の責めに帰すべき理由によらないで破損し、又は故障したときは、発注者は受注者に対し、その取替え又は補修の要求をすることができる。
２　受注者は、発注者から前項の要求があったときは、受注者の費用で、発注者の指定する期日までに取替え又は補修をしなければならない。受注者がこれを行わないときは、発注者はこれを代行し、その費用は受注者が負担する。

（遅滞損害金）
第７条　発注者は、受注者がその責めに帰すべき理由によって履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金を徴収する。
２　前項の遅滞損害金の額は、履行期限の翌日から起算し、物品の完納までの期間に応じ、１年につき未納部分の代金の73.0パーセントに相当する金額とする。

（納期の延期）
第８条　発注者は、受注者の申請により、天災地変その他受注者の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、履行期限の延期をすることができる。

（契約の解除）
第９条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
(1)　履行期限までに履行を終わる見込みがないと認めたとき。
(2)　天災地変その他受注者の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたとき。
(3)　受注者に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
(4)　履行に関し不正の行為があると認めたとき。
２　発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1)　公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第８条第１号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条第１項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第７項又は同法第52条第５項の規定により確定したとき。
(2)　公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第50条第１項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第５項又は同法第52条第５項の規定により確定したとき。
(3)　公正取引委員会が、同法第66条第１項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第２項の規定により審判請求を棄却したとき。
(4)　受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96 条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

３　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。
(1)　計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
(2)　役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
(3)　構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
(4)　第１号又は第２号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
(5)　自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
(6)　暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
(7)　役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
(8)　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

（違約金）

第10条　発注者は､受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは､違約金を徴収する。

２　前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は発注者の損害賠償の請求を妨げない。

３　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（賠償の予定）

第10条の２　前条の規定にかかわらず、受注者は、第９条第２項の規定により発注者が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず､契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は､発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

（補　則）

第11条　前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）及び福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の定めるところによる。

（協　議）

第12条　この契約に定めるもののほか、疑義を生じたとき又は必要な事項については、発注者と受注者が協議して定める。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日

発注者　　福岡県

代表者　　福岡県知事　　　小川　洋

受注者　　住　所（事務所の所在地）

氏　名（会社の名称及び代表者名）　　　　　　　　　　印

別表１

物品名	レトルト殺菌機（備出４）
数量	一式（仕様書のとおり）
契約金額 （うち取引に係る消費税及び地方消費税）	￥ （　￥　）
履行期限	仕様書のとおり
履行場所	仕様書のとおり
契約保証金	財務規則第170条により免除するほかこれを徴する
その他	

備考　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、受注者が課税事業者である場合に、契約金額の108分の8を乗じて得た額（１円未満切捨て）を内数で記入すること。

別表２

物品の規格	
物品の構造	
物品の形状	
物品の寸法	
製作会社名	
その他	

（物品）

（表）

誓　　約　　書

平成　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

住　　所
氏名又は名称
及び代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　物品売買契約書第９条第３項（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません。

２　暴力団排除条項第１号又は第２号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※　上記１の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

（裏）

暴力団排除条項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催する パーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜物品売買契約書抜粋（暴力団排除条項）＞

第9条

1～2略

3　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第10条　発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2　　前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、発注者の損害賠償の請求を妨げない。

3　　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている ときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

入札日程表

			レトルト殺菌機（備出４）
			福岡県工業技術センター生物食品研究所
６月	19	金	公告・入札説明書の配布開始
	20	土	
	21	日	
	22	月	
	23	火	
	24	水	
	25	木	
	26	金	
	27	土	
	28	日	
	29	月	
	30	火	入札参加申請書の提出〆切　～15:00
７月	1	水	
	2	木	質問受付の〆切　～11:00
	3	金	
	4	土	
	5	日	
	6	月	
	7	火	
	8	水	質問回答の掲示　13:00～
	9	木	
	10	金	
	11	土	
	12	日	
	13	月	（入札書を郵送する場合）入札保証金の納付　～15:00 （郵送による）　入札書提出〆切　～17:00
	14	火	（入札書を持参する場合）入札保証金の納付　～15:00 （持参による）入札書提出〆切　～16:00
	15	水	開　札　10:30～